

京 都 大 学 寄 附 金 取 扱 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において「寄附金」とは、次の各号に掲げる経費に充てることを目的として寄附される現金及び有価証券をいう。</p> <p>(1) 学術研究のための経費</p> <p>(2) 教育のための経費</p> <p>(3) その他本学の運営のための経費</p> <p>2 この規程において「部局」とは、各研究科、各附属研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第3章第7節から第11節まで（第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。）に定める施設等をいう。）並びに事務本部をいう。</p> <p>(中 略)</p> <p>(寄附金の申込み)</p> <p>第4条 寄附金の申込みをしようとする者は、所定の事項を記載した申込書を当該部局の長（<u>事務本部にあっては、総長。以下同じ。</u>）に提出するものとする。</p> <p>(受入れの決定)</p> <p>第5条 部局の長は、寄附金の申込みがあったときは、本学の教育研究上有意義であり、かつ、本来の教育研究に支障がないと認められるものについて、受入れを決定するものとする。</p> <p>2 前項の受入れを決定するに当たっては、あらかじめ当該部局の教授会又はこれに代わる機関（以下「教授会等」という。）の議を経るものとする。</p> <p>(受入決定の報告)</p> <p>第6条 部局の長は、寄附金の受入れを決定したときは、所定の様式による報告書により、総長に報告するものとする。</p> <p>2 総長は、前項の報告を受けたときは、寄附者に寄附金納入依頼書その他必要な書類を添えて通知するものとする。</p> <p>(中 略)</p> <p>(募集による寄附金)</p> <p>第9条 部局の長は、本学の教育研究上有意義と認めるときは、<u>当該部局の教授会等の議を経て、</u>寄附金を募集することができる。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>2 (同 左)</p> <p>(教職員個人が受けた寄附金の取扱い)</p> <p><u>第2条の2 本学の教職員が寄附金を受けた場合、原則として当該寄附金を改めて本学に寄附するものとし、私的に経理してはならない。</u></p> <p>(寄附金の申込み)</p> <p>第4条 寄附金の申込みをしようとする者は、所定の事項を記載した申込書を当該<u>申込先の部局の長（事務本部にあっては、寄附の目的に応じ、所掌する理事又は副学長。以下同じ。）</u>に提出するものとする。</p> <p>(受入れの決定)</p> <p>第5条 (同 左)</p> <p>2 <u>部局（事務本部を除く。以下この項、第9条第2項及び第10条第2項において同じ。）の長は、</u>前項の受入れを決定するに当たっては、あらかじめ当該部局の教授会又はこれに代わる機関（以下「教授会等」という。）の議を経るものとする。</p> <p>(受入決定の報告)</p> <p>第6条 部局の長は、寄附金の受入れを決定したときは、所定の<u>方法</u>により、総長に報告するものとする。</p> <p>2 (同 左)</p> <p>(募集による寄附金)</p> <p>第9条 部局の長は、本学の教育研究上有意義と認めるときは、寄附金を募集することができる。</p>

改 正 前	改 正 後
<p><u>2</u> 前項の募集を行うことを決定したときは、速やかに総長に報告するものとする。</p> <p><u>3</u> 寄附金の募集は、その趣意、募集の方法その他必要な事項を明示して行うものとする。 (募集による寄附金の受入れ等に関する取扱)</p> <p>第10条 前条の規定による寄附金の申込み及び受入れ等については、第4条、第5条第2項及び第6条第2項の規定にかかわらず、当該部局の長が定めるところによることができる。<u>この場合において、当該部局の長は、受入れを決定した寄附金について、教授会等に報告するものとする。</u></p> <p>(後 略)</p>	<p><u>2</u> 部局の長は、前項の募集に当たっては、あらかじめ当該部局の教授会等の議を経るものとする。</p> <p><u>3</u> 部局の長は、<u>第1項</u>の募集を行うことを決定したときは、速やかに総長に報告するものとする。</p> <p><u>4</u> (同 左)</p> <p>(募集による寄附金の受入れ等に関する取扱)</p> <p>第10条 前条の規定による寄附金の申込み及び受入れ等については、第4条、第5条第2項及び第6条第2項の規定にかかわらず、当該部局の長が定めるところによることができる。</p> <p><u>2</u> 前項の場合において、当該部局の長は、受入れを決定した寄附金について、<u>教授会等に報告するものとする。</u></p> <p>附 則 この規程は、平成31年4月1日から施行する。</p>